

平成28年度 夏季休業日における児童生徒の指導について

1 基本的な注意事項

(1) 緊急対応体制の確立と全教職員の共通理解に基づいた指導について

- ア 危機管理マニュアルや連絡体制を確認し、全教職員に周知徹底すること。
- イ 児童生徒の生活実態を十分把握し、従来の生徒指導の計画を再検討の上、全教職員の共通理解を図り、指導の徹底を期すること。
- ウ 上記ア、イにおいて、各学校の実情に応じて「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」を参考にし、活用を図ること。

(2) 児童生徒の生活について

- ア 夏季休業中も目標を持たせ有意義な生活を送らせるよう指導すること。
- イ 自然体験活動や奉仕活動等、多様な体験活動を通して、豊かな心をはぐくみ、たくましく生きる力の育成が図れるように配慮すること。
- ウ 児童生徒が計画的な家庭学習や規則正しい生活し、家族の一員として、自己の役割を果たす態度が養えるように配慮すること。
- エ 事故防止について、留意すべき事項を具体的に指導し、その徹底を図ること。
- オ 児童生徒が、今までの学校生活を振り返り、心を新たにして夏季休業後の学校生活に臨むことができるよう配慮すること。

(3) 家庭や地域社会との連携について

- ア 通知等により、夏季休業の意義や学校の指導方針について保護者の理解と協力が得られるようにすること。併せて、家庭との緊密な連携を図ること。
- イ 学校警察連絡協議会や地域の小・中・高等学校等合同生徒指導委員会等を通じて、地域内の情報交換を密にし、児童生徒をとりまく環境や児童生徒の動向等を的確に把握しておくこと。
- ウ 非行・問題行動の防止に当たっては、警察等関係機関との連絡を密にすること。また、複数の学校が関係する非行・問題行動が発生していることから、学校間の連携に努めること。また、高等学校においては、地域や中学校の友人とのつながりから非行・問題行動が発生することもあるので、中学校との連携にも積極的に努めること。
- エ 長期欠席児童生徒については、家庭訪問や保護者・本人との面接等を通して、児童生徒の生活実態を正確に把握し、生活面や学習指導等の支援に努めること。またスクールカウンセラー等、他の相談機関との連携にも努めること。

2 学校管理下における注意事項

(1) 部活動等の指導について

- ア 実施計画の作成に当たっては、児童生徒の実態を把握するとともに、家庭との連絡を密にし、適切な練習時間や休養日の設定など、日程、内容等に無理のない適正

な計画とすること。

イ 活動に際しては、児童生徒の事故を未然に防止するため、健康観察や施設・設備の安全点検、整備及び飲料水の衛生管理等を確実に行うこと。特に、屋内、屋外の活動に関わらず、熱中症の予防に十分留意すること。また、光化学スモッグや落雷突風、竜巻による事故防止等にも十分留意すること。

ウ 部活動等の指導に当たっては、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、自ら自己実現を図っていくための力を伸ばすという、生徒指導の意義を十分踏まえ、児童生徒の自己指導能力の育成を図ること。特に泊を伴う合宿や学校外での活動等に際しては、児童生徒が普段とは異なる環境に置かれることから、日頃から十分な指導を行い、事故や問題行動等が発生しないよう十分配慮すること。

エ 部活動の指導に当たっては、教員と生徒、生徒相互の好ましい人間関係の育成に努め、体罰等の問題が発生しないよう十分配慮すること。

オ 練習等の実施に際しては、短時間で効果の上がる練習を工夫するとともに、明朗快活な気風を育てるよう配慮して、児童生徒の主体性を生かし、問題行動が発生しないよう十分配慮すること。

カ 校外において部活動を行う場合には、担当の教員等が引率し、関係機関等との連携を図るとともに、適切な安全管理のもとに実施すること。

キ 部室等の管理に当たっては、施錠と鍵の適切な保管を行うとともに、盗難や火災等の防止に努めること。

ク 万一の事故発生時には、一人で対応することがないように、日頃から全教職員が、迅速かつ適切な対応ができるよう役割分担や手順を明確にしておくこと。特に、頭部や眼への負傷やAEDの使用など、初期対応に万全を期すこと。

(2) 校外における行事の計画と実施について

学校が行う校外における行事の計画と実施に当たっては、安全かつ効果的に行うこと。また、事故防止及び事故発生等緊急時の対処・連絡の体制整備に努めるとともに、適切な計画に基づいて実施すること。なお、食中毒等の事故防止にも万全を期すこと。

(3) 水泳指導について

水泳指導に当たっては、施設・設備の安全点検を必ず行い、安全管理について十分留意すること。また、指導組織を確立し、責任分担を明確にするとともに、水泳指導の充実と事故防止に万全を期すること。

(4) 登山活動指導について

登山活動指導に当たっては、合理的で無理のない活動計画を作成し、管理・指導組織を十分整え、事故防止及び事故発生等緊急時の対処や連絡体制の整備に努め、事故防止に万全を期すこと。

(5) 登下校について

登下校時における交通安全対策、不審者対策や非行・問題行動防止について指導すること。特に帰宅が遅くならないよう、下校時の指導の徹底を図ること。

3 学校管理下外における指導

(1) 家庭における学習について

家庭における計画的、主体的な学習の大切さについて指導するとともに、児童生徒の興味・関心に応じた内容や体験的な活動等に積極的に取り組むように指導すること。

(2) 児童生徒の水難事故の防止について

水難事故防止について、児童生徒や保護者に対し、十分に事前指導を行うとともに、地域や関係機関との連携を密にして、事故防止に万全を期すこと。

(3) 非行・問題行動等の防止について

ア 飲酒・喫煙やシンナー・トルエン類の乱用及びライター用ガス等の吸引による事故防止について、指導の徹底を図ること。

イ 覚せい剤等の薬物乱用については、家庭や地域社会、関係機関等と連携・協力を図り、適切な指導を行うこと。なお、このことについては、「薬物乱用防止教室」を開催するなどして、日頃から薬物乱用防止教育を推進すること。なお、精神面への悪影響や意識障害などを起こす恐れがある危険ドラッグ等についても、その危険性について児童生徒への指導を徹底すること。

ウ 出会い系サイトのみならず、非出会い系サイトなどでも見受けられるインターネットを介した異性交遊に対し、家庭や地域社会、関係機関等と連携・協力を図り、適切な指導を行うこと。特に、「出会い系サイト規制法」においては、児童生徒による出会い系サイト掲示板への書き込みが補導・処罰の対象となることがあるので指導の徹底を図ること。

エ インターネットや携帯電話などの使用により、児童生徒がトラブルに巻き込まれる事件やSNSへの不適切な行動の写真を投稿する事案が発生している。日頃からあらゆる機会をとらえて情報社会の中での情報モラルやマナーについて指導の底を図ること。また、指導に当たっては家庭との連携を十分に図るとともに、家庭での適切な指導について支援すること。

オ 近年、中学生や高校生がいわゆる「受け子」として振り込め詐欺に加担し、補導、逮捕される事案が発生している。振り込め詐欺の犯人が中高生に対し、先輩や知人またはインターネットを通じて勧誘することが懸念される。児童生徒に対し犯罪に巻き込まれることがないように、日頃から充分指導を行うとともに、保護者への注意喚起にも配慮すること。

カ 性にかかわる非行や問題行動の防止については、人格や生命の尊重、男女平等の精神を基盤にして児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導を行い、人間として価値ある生き方ができるように指導を徹底すること。

また、エイズ等の防止については、エイズに関する正しい知識とエイズの予防について指導すること。

キ 窃盗（万引き及び自転車・バイク等の乗り物の窃盗等）、恐喝等の防止について、家庭、地域社会や警察等との連携を図り、児童生徒の規範意識の高揚に努めること。

ク パチンコ店、ゲームセンターやカラオケボックス、インターネットカフェ等への出入りは、深夜徘徊や無断外泊、いじめ、暴力行為等の非行・問題行動につながる

おそれがあるので、保護者にも働きかけ、指導を徹底すること。

ケ 空き家や廃屋等への立入りは非行・問題行動並びに犯罪につながる危険な行為であるので、地域や関係機関と連携を密にして、その場所を把握するとともに、適切に指導すること。

コ マンション等の屋上など立入禁止区域への出入りは、事故につながることから、児童生徒へ指導するとともに保護者への啓発を図り、事故防止に万全を期すること。

サ ノンアルコールビールやノンアルコールカクテル等の飲料や電子たばこについては、成人向けに発売されているものであり、児童生徒が利用することで飲酒・喫煙等への抵抗感がなくなり、安易に飲酒・喫煙等の非行・問題行動につながるおそれがあることについて、児童生徒への指導及び保護者へ啓発を図ること。

(4) 不審者への対処について

ア 外出時や登下校等において、見知らぬ者や不審な者などの甘言にのらないことはもちろん、そうした場面に遭遇した場合の身の安全確保など、対処の仕方についても具体的に指導すること。

イ 学校、家庭、地域社会が一体となって事故防止、安全確保へ万全を期すること。地域安全マップなどの活用や「子ども110番の家」の場所と利用方法の周知など、児童生徒の緊急避難場所の確認を徹底しておくこと。

ウ 自動車を使用した強制的な連れ去りや性被害を未然に防ぐために、児童生徒への注意を喚起するとともに、教職員による巡回、警察との連携などを行うこと。

(5) 学校以外の団体が主催する行事に児童生徒が参加する場合の指導について

参加する場合は、必ず保護者の了解を得るよう指導するとともに、必要に応じて保護者との連絡を密に行うこと。

(6) 旅行の指導について

ア 夏季休業中に、国内や海外を旅行する場合は、目的・内容・目的地・引率責任者・緊急の場合の連絡方法等について、事前に保護者との連絡を密に行い、適切な措置を取ること。

イ 児童生徒だけで、宿泊を伴う旅行を計画する例が見受けられるので、保護者の監督が十分に行き届くように協力を得ること。

ウ 学級・ホームルームや部活動等で、児童生徒が自主的に計画・実施するハイキング、旅行等に教職員が参加し、事故が発生した場合は、学校が計画し校長が承認した教育活動であると認定され、損害の賠償責任を問われることもあるので、特に留意すること。

(7) 毒物混入飲食物等による事故防止について

毒物混入飲食物等による事故防止について、児童生徒及び保護者への啓発を図り、事故防止に万全を期すること。

(8) 危険な遊びやナイフ等の携帯禁止に関する指導について

ア 児童生徒がナイフ等を持ち歩くことは、「銃砲刀剣類所持等取締法第22条」及び「軽犯罪法第1条第2号」に違反するばかりでなく、本人にも予想できない大き

な事件・事故を招く危険性をはらんでおり、正当な理由なく携帯することがないよう指導すること。

- イ 危険な遊びや遊具等による事故防止やナイフ等の携帯禁止については、児童生徒及び保護者への周知を図り、事故防止に万全を期すること。特に、ナイフ等の携帯禁止に係る指導については、平成20年8月12日付け青第192号「埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害がん具等（刃物）の指定について（通知）」を参照すること。

(9) 青少年に入れ墨を施す行為の禁止規定について

平成25年2月1日に埼玉県青少年健全育成条例の一部が改正され、青少年に入れ墨を入れたり、入れさせたり、あっせんしたりすることが禁止された。このことについて、児童生徒及び保護者への周知を図り、事故防止に万全を期すること。なお、平成24年12月25日付け青第760号「埼玉県青少年健全育成条例の一部改正について（通知）」を参照すること。

(10) インターネット上の有害情報の閲覧を制限するための対策について

平成25年10月1日に埼玉県青少年健全育成条例の一部が改正され、いわゆるスマートフォンによるインターネット上の有害情報の閲覧を制限するための対策が追加された。このことについて、児童生徒及び保護者への周知を図り、事故防止に万全を期すること。なお、平成25年7月1日付け青第213号「埼玉県青少年健全育成条例及び同条例施行規則の一部改正について（通知）」を参照すること。

4 交通安全に関する指導について

(1) 交通事故防止について

ア 県内の交通事故による死傷者数は、依然として全国の上位にある。学校もこのことを深刻に受け止め、児童生徒の交通安全に係る実態や地域における交通安全上の問題点を十分に把握するとともに、具体的な対策を立て事故防止に万全を期すこと。

イ この期間は外出の機会も多く、不良交遊等に関わって、無免許運転による事故や同乗事故が発生しやすい。こうした問題状況を的確に把握するとともに、家庭や地域社会、警察等の関係機関との連携のもとに、校外における友人関係等も含め、十分に指導すること。

(2) 自転車運転上の指導について

「一時停止と安全確認」の交通安全に関わる安全行動について、指導を徹底すること。また、自転車運転者が交通事故の加害者となりうることから、自転車運転上のルールとマナーについても適切な指導を行うこと。

なお、平成27年6月1日の改正道路交通法の施行に伴い、自転車で危険な運転を繰り返すと、自転車運転者講習を受けることになるので、併せて指導すること。

(14歳以上)

(3) 高等学校における自動二輪車等による事故や暴走行為等の防止について

ア 自動二輪車等による事故や暴走行為等に関して、家庭や地域の積極的な協力のも

とに、防止に努めること。また各高等学校で推進している「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」に基づく指導については、家庭等との連携を深め、より一層の徹底を図ること。

イ 普通自動車運転免許取得のため、自動車教習所への入所許可を行っている学校では、生徒及び保護者に対して、各学校で定める手続等を周知徹底すること。

5 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 校内の生徒指導体制、教育相談体制の見直しについて

各学校が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめを許さない環境づくり、並びに相談しやすい環境づくりに努めること。全教職員が「いじめ」の問題の重大性を再認識するとともに、いじめ防止対策推進法第22条による組織をはじめ、校内の生徒指導体制、教育相談体制について見直すこと。

(2) スクールカウンセラー等の活用と、家庭等との連携・協力体制の充実について

相談員、スクールカウンセラー等の積極的な活用を図るとともに、家庭や地域社会、関係機関等との連携・協力体制の充実を図ること。

(3) 教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい信頼関係の醸成について

児童生徒の生活実態の確実な把握に努めるとともに、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい信頼関係の醸成に努め、「いじめ」の根絶に努めること。

(4) ネットいじめ等の防止について

インターネット上の悪質な書き込みによるいじめが増加している。ネットいじめ等の防止に向け、ネットパトロール活動など必要な措置を行い、児童生徒のインターネット上のトラブルの把握に努めること。悪質な書き込みには、必要に応じてプロバイダー等への削除依頼を行うなど「ネットいじめ」の防止を図ること。また、警察等の関係機関に相談するなどの対応についても指導すること。

(5) 校内研修会の実施について

校内研修会をはじめとする様々な機会に、各学校の実情に応じて「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」や「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」等を積極的に活用すること。

(6) 警察との連携について

犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとること。また、いじめられている児童生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報すること。

6 「暴力行為」の防止について

(1) 教職員と児童生徒との信頼関係構築と家庭との連携強化による暴力行為の未然防止について

最近の暴力行為の特徴として、日頃、教職員の指導に反発して暴力を振るったり、友人から中傷されたと思ひ込み、友人に暴力を振るったりする事例以外に、それまで

の行動、態度などからは予見しがたい突発的・衝動的行為の事例も見られるようになってきている。各学校においては、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係を深めるとともに、家庭との連携を密にして、暴力行為の未然防止に努めること。

(2) 「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用について

各学校の実情に応じて「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」の「Ⅲ 暴力行為防止対策編 3 暴力行為に対する対策と具体例」の活用を図ること。

7 不登校児童生徒の指導と中途退学の防止について

(1) 不登校に対する予防的対応と指導のあり方や指導体制の見直しについて

不登校に対する予防的対応を図るとともに、児童生徒一人一人の個性を尊重し、児童生徒の立場に立って、人間味のある温かい指導が行えるように、指導のあり方や指導体制について見直すこと。

(2) 不登校傾向のある児童生徒への対応について

この期間は、これまでに学校復帰した不登校児童生徒が、再び不登校に陥ることもあるので、当該児童生徒の保護者との連携を図り、当該児童生徒の夏季休業終了後の受け入れ体制を再確認すること。

(3) 不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた支援について

不登校児童生徒に対しては、保護者や本人の十分な理解を得て、徐々に学校生活への適応能力を高めていくような指導上の工夫を行い、学校復帰に向けた支援に努めること。

また、家庭訪問や保護者、本人との面談を必ず実施し、状況の把握に努めるとともに、スクールカウンセラー等の活用や外部機関との連携により、生活面や学習面の支援及び事故防止に努めること。

(4) 不登校児童生徒に対する長期休業期間中を活用した支援について

夏季休業中、他の児童生徒が登校していないことで教室等に行ける不登校児童生徒もいることから、担任を中心に不登校児童生徒の実情を的確に把握し、支援方針検討会議等を行うなどして、長期休業期間中を活用した支援を行うこと。

(5) 学校生活不適應の高等学校1年生に対する学び直しの機会の周知について

高等学校における中途退学の防止について、この時期の高等学校1年生の中には、新しい学校生活に適應できず、結果的に中途退学をしてしまう生徒もみられる。環境を変えて勉強を継続できる生徒には、中途退学防止に向けた転入学試験（7・8月の2回）について紹介するなど、学び直しの機会を与えること。

8 「命の尊さ」の指導の徹底

(1) 教育相談体制の充実と、保護者への啓発・支援について

児童生徒が自ら尊い命を絶つという痛ましい事故が発生している。各学校においては、平成28年3月2日付け教指第792号「児童生徒の自殺予防について(通知)」を参考として自殺予防、児童生徒の様々な悩みに応じられる教育相談体制の充実を図

り、児童生徒一人一人の日常生活の様子への把握に一層努めるとともに、家庭が真に児童生徒の安らぐ「心の居場所」となるよう、保護者への啓発と支援を行うこと。

(2) 夏季休業前の全校集会や学年集会、ホームルームでの「命の尊さ」に関する指導の徹底について

いじめや暴力行為に関わる傷害事件により、児童生徒の命が失われるという悲しい出来事も発生していることから、各学校においては、一人一人の児童生徒が「命の尊さ」を自覚できるよう、夏季休業前の全校集会における講話や学年、学級・ホームルームでの指導の徹底を図ること。

9 その他

(1) 校内指導体制の見直しとその充実について

各学校は、「一人一人を大切にし、信頼関係に立つ教育の推進運動」の趣旨を踏まえ、7月から9月までの間に、校内研修等並びに生徒指導体制の総点検を実施し、生徒指導の充実に努めること。

(2) 事故が発生した場合の措置について

ア 事故が発生した場合には速やかに学校へ連絡することを、児童生徒及び保護者に周知徹底すること。

イ 事故が発生した場合には、学校は家庭や関係機関との連絡を密に取り、適切な処置を講ずるとともに、必要に応じて他の児童生徒に対しても指導すること。

ウ 事故が発生した場合、教職員一人では対応せず、各学校の「危機管理マニュアル」に沿って複数の教職員で速やかに対応すること。

エ 問題行動が起きた場合に備え、対外的な窓口を明らかにするなど各教職員の役割分担を明確にし、全教職員が一致協力して対応できる体制を整備しておくこと。

オ 事故の内容・程度により、学校の指導だけでは適切な対応が困難であると判断される場合には、警察等関係機関と積極的な連携を図ること。

(3) 関係通知・通達について

各学校においては、必要に応じて別添4・5「関係通知・通達等一覧」を参考にし、指導すること。